

○ 各種事務事業の取扱い——建設（水道）

細目	新潟市	黒埼町
水道料金	2か月に一度徴収 (例) 家事用13m³使用者が、1月22m³を使用した場合の水道料金 (消費税込み) 2,015円	毎月徴収 (例) 家事用13m³使用者が、1月22m³を使用した場合の水道料金 (消費税込み) 2,544円

調整方針案
新潟市の制度を適用する。 ただし、合併時に黒埼町の使用者で、料金の高くなる者で別に定める者は、合併年度とそれに続く3カ年度は段階的不均一料金を適用する。 ↓ (協議中)

(協議会への要望)

- ・水道料金⇒急激な負担増の緩和のため、5カ年の不均一料金の適用を。

○ 各種事務事業の取扱い——保健衛生（保健・衛生）

細目	新潟市	黒埼町
そ族昆蟲駆除事業	1.害虫駆除 公共発生源の薬剤散布を市直営又は衛生組合等へ委託して実施（薬剤の交付有り） 2.自治会の薬剤購入に対する助成 乳剤1kg当たり 315円 粉剤1kg当たり 160円 3.アメシロ薬剤購入費の補助 制度なし（防除器具の無料貸出あり）	1.害虫駆除 自治会で対応 2.自治会の薬剤購入に対する助成 購入費の1/2補助 3.アメシロ薬剤購入費の補助 購入費の1/2補助

調整方針案
現行のとおりとする。

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（福祉全般・低所得者福祉）

細目	新潟市	黒埼町
歳末慰問品の支給	生活保護・在宅寝たきり老人の介護人に対し、支給。 ・生活保護者——現金8,000円と物品引換券を年末に支給 ・在宅寝たきり老人の介護人——2,100円相当の品物を年末に支給 市社協からの支給もあり。 ・生活保護世帯に2,000円を支給 ・福祉施設入所者に3,500円を支給 ・在宅重度障害者、在宅寝たきり老人に9,500円を支給 市交通対策協議会からの支給。 ・交通遺児に15,000円を贈呈	生活保護世帯、在宅寝たきり者、福祉施設入所者、交通災害遺児、長期入院者、生活困窮者に対し、支給。 ・支給額 3,500円 町社協からの支給もあり。 ・上記の対象者に3,500円を支給

調整方針案
・生活保護世帯については、町行政支給分は新潟市の制度を、町社協支給分は、市社協の制度を適用する。 ・福祉施設入所者については、町行政支給分は廃止するが、当該分については地区社協の事業として実施する。町社協支給分は現行のとおりとする。 ・交通災害遺児については、町行政支給分及び町社協支給分は廃止し、市交通対策協議会の制度を適用する。 ・長期入院者及び生活困窮者については、町行政支給分は廃止するが、当該分については地区社協の事業として実施する。町社協支給分も地区社協の事業として実施する。 ・在宅寝たきり老人については、町行政支給分は廃止し、町社協支給分は市社協の制度を適用する。

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（障害者福祉）

細目	新潟市	黒埼町
生活援護	制度なし	人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助 ——月2,000円を支給

調整方針案
所得制限を設けた補助制度を新潟市において新設し、新潟市の制度を適用する。 ただし、合併時の黒埼町の対象者は、現行のとおりとする。

調整方針案
新潟市の制度を適用する。 ただし、合併時の町制度適用者については、現行のとおりとする。

○ 各種事務事業の取扱い——福祉（高齢者福祉）

細目	新潟市	黒埼町
寝たきり老人対策	紙おむつ支給事業 65歳以上で6か月以上在宅で寝たきり、痴呆の方 ○支給内容 平型100枚かパンツ型30枚 ・所得税非課税世帯月1回 ・所得税課税標準額700万円以下の世帯2か月に1回	紙おむつ支給事業 寝たきり老人等 ○支給内容 毎月8,000円分の支給券を交付し、薬局で交換

調整方針案
新潟市の制度を適用する。 ただし、合併時に黒埼町の制度を適用していた者については、現行のとおりとする。